

芸術・芸能分野の過重労働や ハラスメントの実態と 課題解決の方向性

過労死防止学会

第10回大会 第7分科会

2024年 9月 1日10:00



報告者	森崎めぐみ（俳優、一般社団法人日本芸能従事者協会代表理事）		
	匿名		
	浅田智穂	インティマシーコーディネーター（株式会社Blanket代表取締役）	
総合討論	村上陽子	日本労働組合連合総連合会	副事務局長
	黒田兼一	明治大学名誉教授	

これまでの過労死防止学会での発表

2021年

「芸能従事者の安全衛生と
労働過重性の実態」

2022年

「文化芸術・芸能分野の
ハラスメントの実態と課題」

2023年

「芸能従事者の労災と安全衛生の現況と
課題解決の取り組み」

ISSN 2436-2298

過労死防止学会誌

第2号(2021年度)

Journal of Japan Society for Karoshi Research No.2 (2021)

過労死根絶に向けて、現状と課題 — ハラスメント防止と「防止大綱」再改訂 —

- 特集 職場のハラスメント防止法を巡る国際的動向と日本の課題
大和田敏太 職場からハラスメントも過労死もなくするために
イム・サンヒョク 韓国の職場内ハラスメント現象と課題
坂倉昇平 「使い潰し」の職場においてハラスメントがもたらす労働者の従属化
猿田正機 トヨタシステムと労災・過労死・自死
長井偉訓 共通論題に関する報告の論点と今後の課題
- 研究論文・その他
高橋正也 過労死防止法制定7年、現状とこれから課題
岩城 頼 過労死をなくすために、過労死防止法・大綱・協議会をどう活用するか
黒田兼一 過労死等防止対策推進法と防止対策大綱の意義と課題
川人 博 過労死研究の経過と現代の課題
- 研究ノート・その他
寺西実子 大綱再改訂への家族の想いと願い
桜井善行 「過労死防止啓発授業」を通した生徒の意識への接近
清家智美 教員の長時間・過重労働の実態—教育現場からの報告と問題提起—
手島浩太・村上諒・横山智彦・土谷良樹
長時間労働による健康への影響と現状改善に向けた問題提起
寺内宏伸 過労死防止と労働時間短縮 ～週40時間制の反省～
宗光美千代 A社—Tさんの過労死問題を考える
奥平隆・生井良江 航空労働者のコロナ禍での労働変化とメンタルヘルス
坂口真澄 客室乗務員のストレスと疲勞 マトリックスからの一考察
森崎めぐみ 芸能従事者の安全衛生と労働過重性の実態
村尾幸太郎 過労死と義理 ～「義理を欠く実践」はいかに可能か～
本多雄二 中絶判定された精神障害の治療期間の長期化と解雇問題について
長井偉訓・細川孝 特別分科会「啓発授業の現状と課題」に関する論点整理

過労死の実態・原因・背景の調査研究、効果的な防止対策を発信
過労死防止学会 Japan Society for Karoshi Research

ISSN 2436-2298

過労死防止学会誌

第3号(2022年度)

Journal of Japan Society for Karoshi Research No.3 (2022)

新型コロナ禍における長時間労働と過労死問題

- 特集1 過労死・過労自殺の現状と課題
江口 尚 過労死、過労自殺対策における産業保健活動上の今日的課題
井上幸紀 過労死・過労自殺と関連する個人や社会の要因
清山 玲 学校教員の過労死・過労自殺の現状といま求められる働き方改革
[座長発言] 天笠 崇 [予定討論] 土谷良樹・天笠 崇・色部 祐
- 特集2 COVID-19災禍と長時間労働
竹信三恵子 コロナ禍と女性労働～問われる「見えない過労」対策
山本民子 新型コロナ禍での自治体職員の労働実態と課題
杉村和美 コロナ禍でのメディア関連フリーランスの実態と課題
古中丈志 コロナ禍での医師労働の諸相と働き方改革
[予定討論] 石井まこと・早川佐知子
- 研究論文・その他
寺内宏伸 (仮説と検証)三六協定制は米国公正労働基準法に由来するか？
中島清美 過労死家族と過労死被害
本多雄二 過労死ゼロ社会の構築に向けた
過労死等防止対策ホームページの統一基準の提案
奥平 隆 『コロナ禍』における航空労働者の実態と課題
～現場労働者の急激なストレス増加についての調査と考察～
大塚泰正・他 国内航空会社勤務の客室乗務員のストレスとその対処
宗光美千代 客室乗務員の現状と国際比較、労災等について
岡村晴美 ハラスメントを構造から理解する～パワーハラスメント、いじめ、DV
尾林芳匡・白神優理子・中江奈津子 海外勤務者の過労死 現状と課題
森崎めぐみ 文化芸術・芸能分野のハラスメントの実態と課題
坂下史生 教育現場におけるベーパーワークと長時間労働
長井偉訓 [書評]ジェフリー・フェファー著『ブラック職場があなたを殺す』

過労死の実態・原因・背景の調査研究、効果的な防止対策を発信
過労死防止学会 Japan Society for Karoshi Research

ISSN 2436-2298

過労死防止学会誌

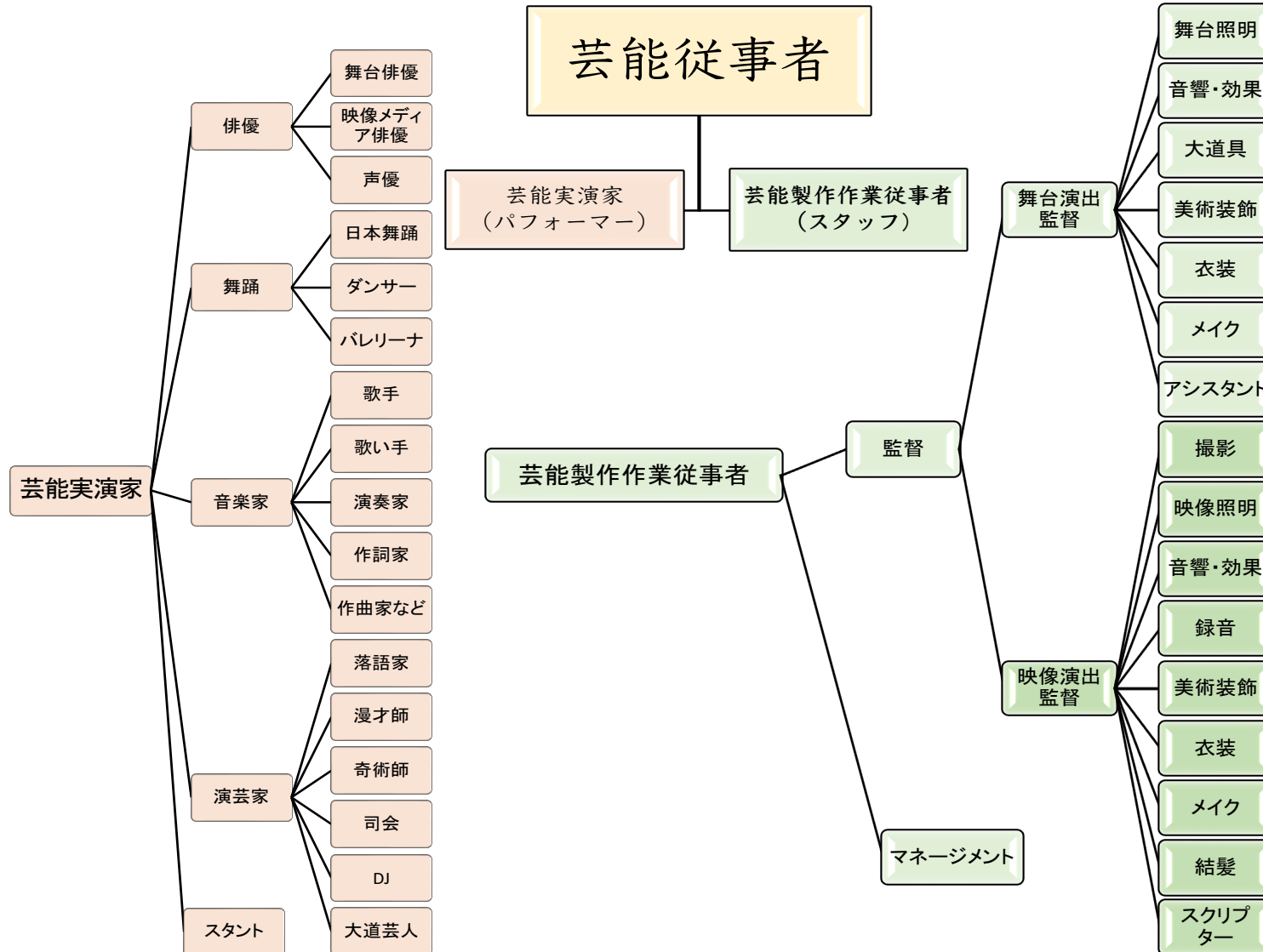
第4号(2023年度)

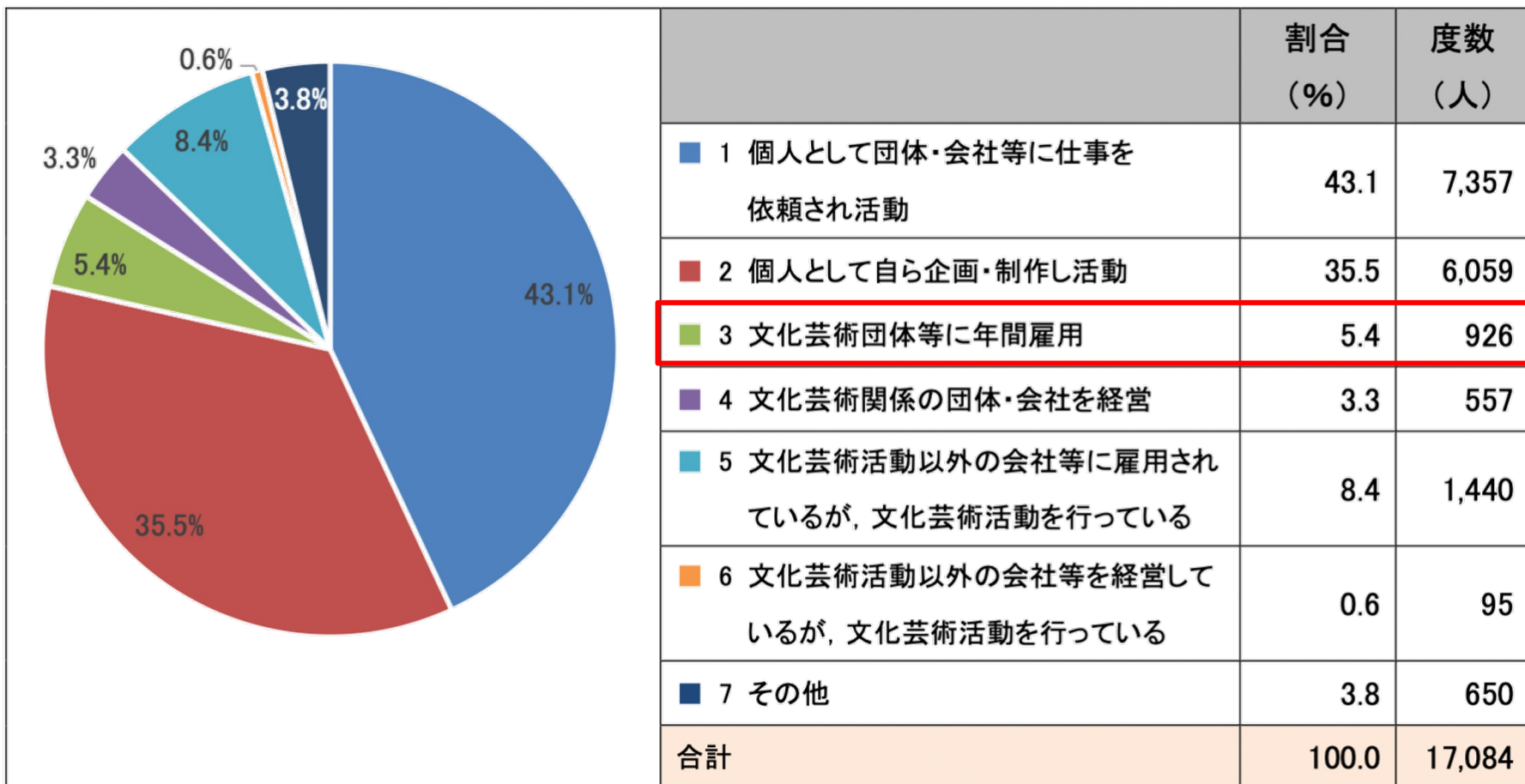
特集 地方公務員の長時間過密労働とその対策

- 山口真美 地方公務員の長時間労働 ～労基法33条問題と特例業務
上林陽治 会計年度任用職員の公務災害補償 —死んでからも非正規なのか—
- 研究論文・その他
竹島 正 地域での自殺予防・自死遺族支援の視点からみた 過労死・過労自殺の予防
川人 博 労働者協同組合における過労死が問いかけられるもの
—斎藤幸平氏の労働者協同組合賛美論・社会運動論を批判する—
土谷良樹 医師意見書(心臓・脳疾患による突然死など)の記載について
田中與念子 医師の長時間労働と働き方改革 —日本の医療の未来—
奥平 隆 係争中の航空機客室乗務員(CA)労災認定をめぐる論点について
森崎めぐみ・佐藤大和・加藤みはる・高橋幸美
芸能従事者の労災と安全衛生の現況と課題解決の取り組み
長井偉訓・高橋幸美・久保直純・中川香代
高知大学における「過労死等防止啓発授業」の実践事例の紹介
櫻井善行 過労死等防止啓発授業の実践を振り返って
～4年間の実践から見えてきたものと5年目以降の課題～
寺内宏伸 過労死と2024年問題について
長井偉訓 [書評] 妹尾昌俊・工藤祥子著
『先生を、死なせない。—教師の過労死を 防ぐために、今、できること』
本多雄二 労災隠しの実態と労災指定医療機関の問題、
精神障害の労災認定について

過労死の実態・原因・背景の調査研究、効果的な防止対策を発信
過労死防止学会

芸能従事者分野別作業分類







フリーランスの取引に関する 新しい法律ができました

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が2023年5月12日に
公布されました。2024年秋頃までに施行予定です。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と

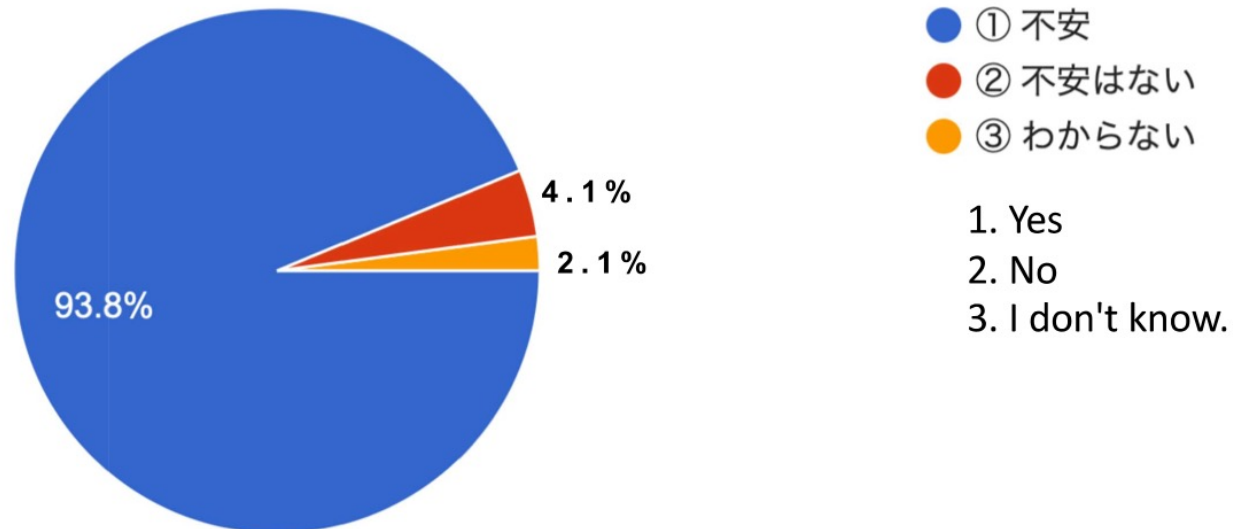
②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

義 務 項 目	具 体 的 な 内 容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合の、書面等による「委託する業務の内容」「報酬の額」「支払期日」等の取引条件を明示すること
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内の報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止事項	フリーランスに対し、継続的業務委託をした場合に法律に定める行為をしてはならないこと 例えば、フリーランスに責任がないにもかかわらず、「発注した物品等を受け取らないこと」、「発注時に決めた報酬額を後で減額すること」、「発注した物品等を受け取った後に返品すること」などが禁止されます。
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	継続的業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと 例えば、「フリーランスが妊婦検診を受診するための時間を確保できるようにしたり、就業時間を短縮する」、「育児や介護等と両立可能な就業日・時間としたり、オンラインで業務を行うことができるようにする」といった対応が想定されます。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関する相談対応のための体制整備などの措置を講じること 例えば、「従業員に対してハラスメント防止のための研修を行う」、「ハラスメントに関する相談の担当者を決める」、「ハラスメントが発生した場合には、迅速に事実関係を把握する」などの対応が想定されます。
⑦ 中途解除等の事前予告	継続的業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、原則として30日前までに予告しなければならないこと

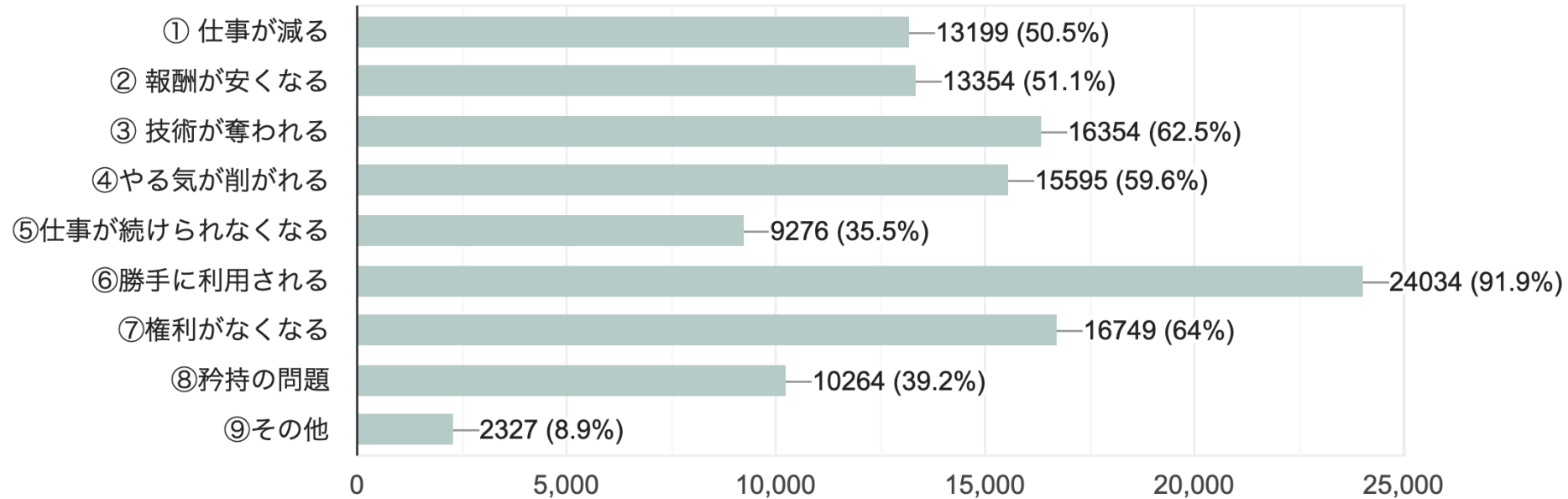
Q 4. AIによる権利侵害などの弊害に不安がありますか

26,831 件の回答 Are you worried about infringements of rights and other harmful effects of AI?



Q 5. どんな不安がありますか？(複数回答可)

26,157 件の回答



調査対象：すべての業種のクリエイターの方々

調査方法：インターネット

回答数：26,891 回答

調査期間：令和5年5月8日～5月28日

調査主体：一般社団法人日本芸能従事者協会

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

令和6年8月02日（金）

【照会先】

労働基準局 総務課 過労死等防止対策推進室

課長 佐々木 菜々子

過労死等防止対策企画官 野田 直生

課長補佐 瀬戸 邦央

(代表電話)03(5253)1111(内線5586)

(直通電話)03(3595)3103

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の変更が本日、閣議決定されました

【新たな大綱に定めた過労死等防止対策の主な取組等】

1. 令和7年に大綱策定から10年の節目を迎えるため、この間の調査研究や取組の成果を振り返り、それらも踏まえ今後の対策を更に検討し推進

2. 令和6年4月から全面適用された時間外労働の上限規制の遵守を徹底、過労死等を繰り返し発生させた企業に改善計画を策定させるなど再発防止の指導を強化

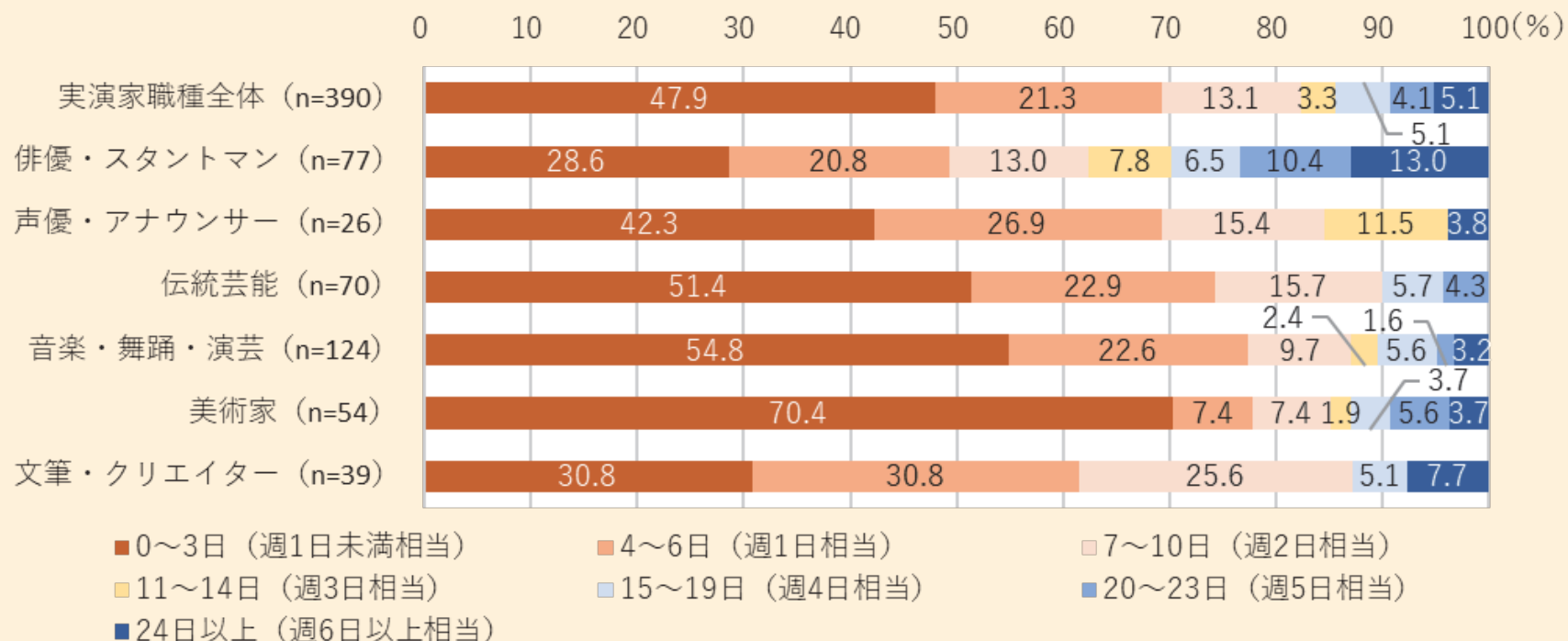
フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行後の履行確保、**個人事業者等の安全衛生対策・健康管理の強化**、**労災保険の特別加入制度の対象拡大等の取組を推進**

3. **芸術・芸能分野を重点業種等**※に追加、事業主に義務付けられているハラスメント防止措置の状況についても過労死等事案から収集・分析を実施

※自動車運転従事者、教職員、IT産業、外食産業、医療、建設業、メディア業界

4. 事業主は、管理職や上司、若年労働者に対する労働関係法令の研修等を実施、労働組合は、職場で労働関係法令が適切に運用されているか定期的に確認するなど、国以外も含めた関係者による取組を推進

第3-2-3-7 図 職種別完全休養日数（芸術・芸能従事者（実演家）調査）

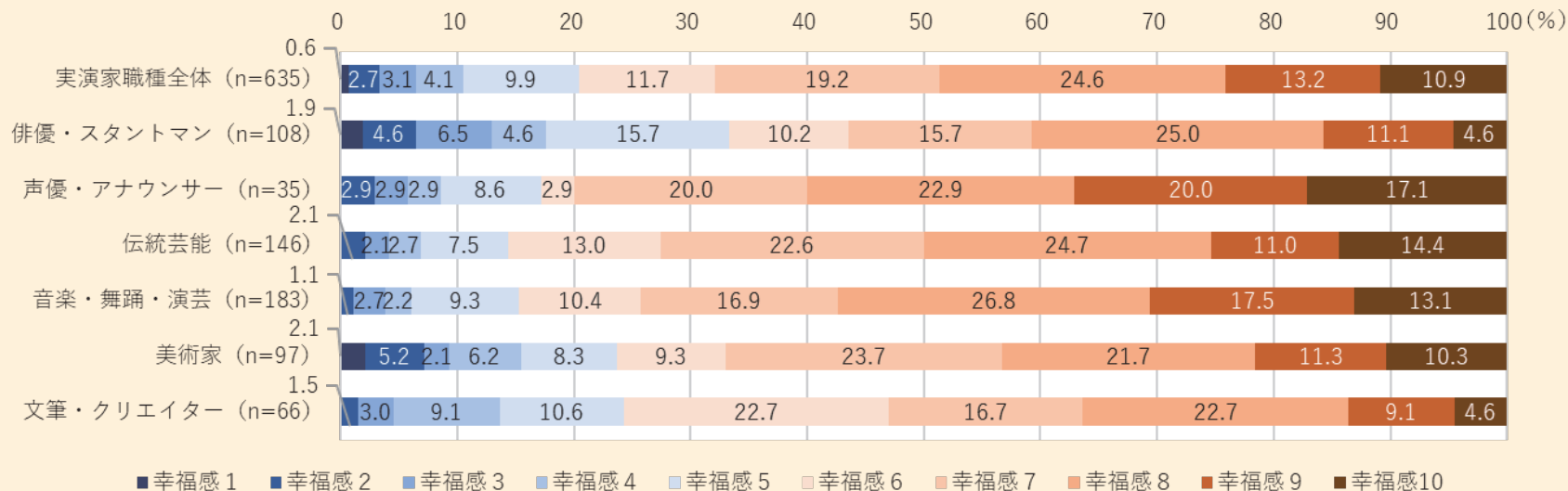


（資料出所）労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

（注）1. 職種は複数回答があるため、延べ人数である。

2. 自主的な稽古日には身体や精神の休息が十分でない可能性を考慮し、スケジュール上の休日数から稽古等（自主的な役づくりや稽古、楽器・道具の手入れ等）の実施日数を差し引くことで実質的な完全休養日を計算した。

第3-2-3-12 図 職種別主観的幸福感（芸術・芸能従事者（実演家）調査）

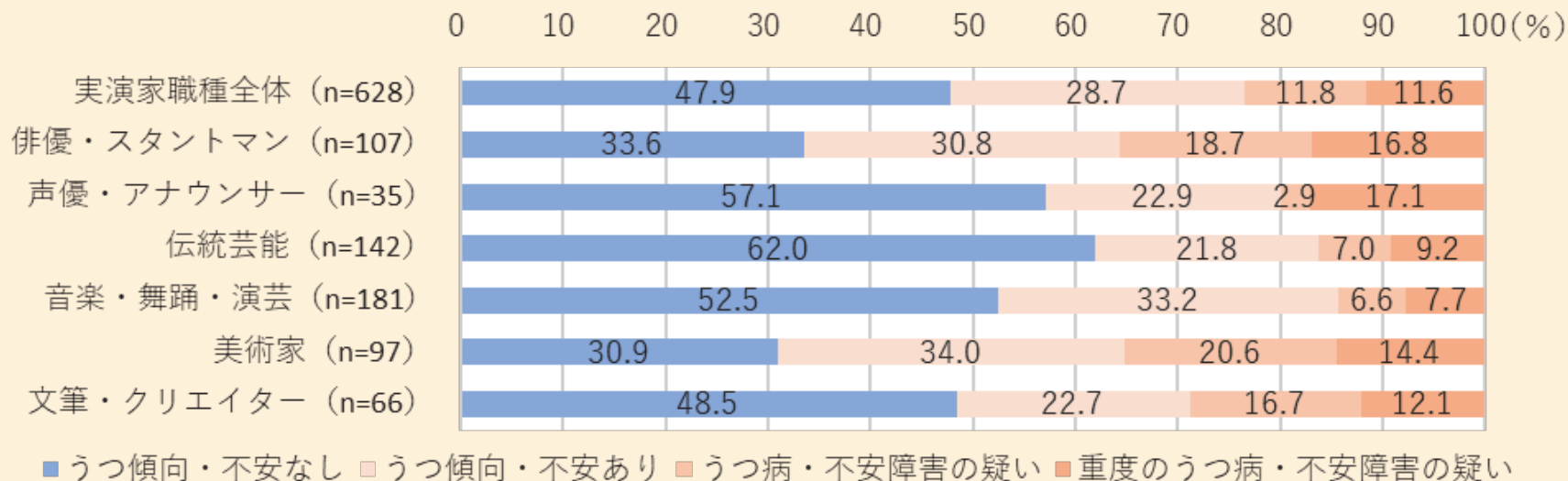


（資料出所）労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

（注）1. 職種は複数回答があるため、延べ人数である。

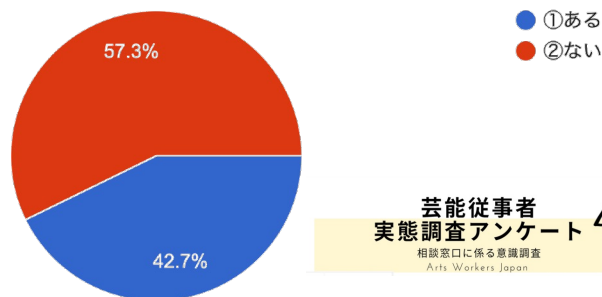
2. 主観的幸福感とは、内閣府「国民生活選好度調査」でも用いられる指標で、「とても不幸せ」～「とても幸せ」の10段階評価で、より高い得点が、主観的幸福度が高いことを表す。

第3-2-3-11 図 職種別うつ傾向・不安（芸術・芸能従事者（実演家）調査）

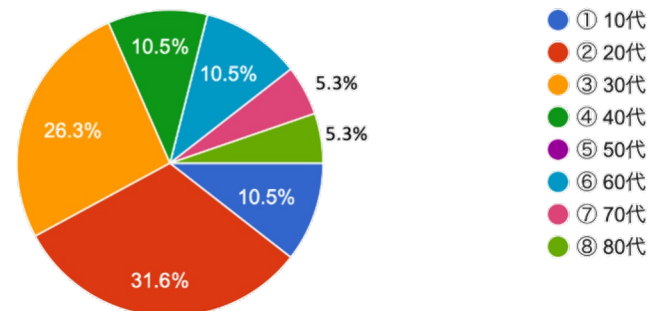


（資料出所）労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

Q21. 仕事が原因でこのままでは生きていけないと思った事がありますか
241 件の回答



自殺者した芸能従事者の年齢
19 件の回答 （2018年から5年間）



宝塚「清く正しく美しく」どこに 報告書、専門家の見方は

2023/11/15 5:00 (2023/11/15 20:00更新) | 日本経済新聞 電子版



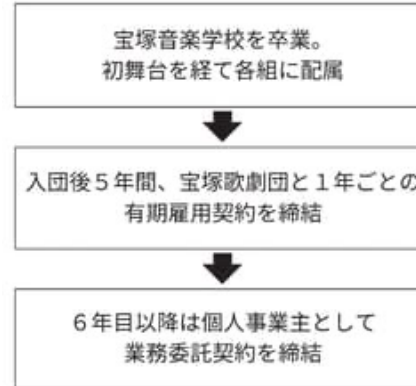
看過された過重労働、曖昧な契約関係通用せず

14日の記者会見では、女性の活動時間を「労働時間」とした場合、1カ月に118時間以上の時間外労働があったことが明らかになった。調査報告書は長時間労働により「精神障害を引き起こして不思議でない程度の心理的負荷があった可能性」を指摘した。

まん延する「やりがい搾取」

演劇界を巡ってはハラスメントがまん延しているとの指摘も少なくない。14日に宝塚歌劇団が公表した外部弁護士らによる調査報告書は、女性に対するいじめやハラスメントは「確認できなかった」とし、遺族側の主張との違いが浮き彫りになった。

入団6年目以降は「個人事業主」に



(注) 宝塚歌劇団への取材をもとに作成

宝塚歌劇団の組織図

阪急阪神ホールディングス

阪急電鉄

宝塚歌劇団

花組

月組

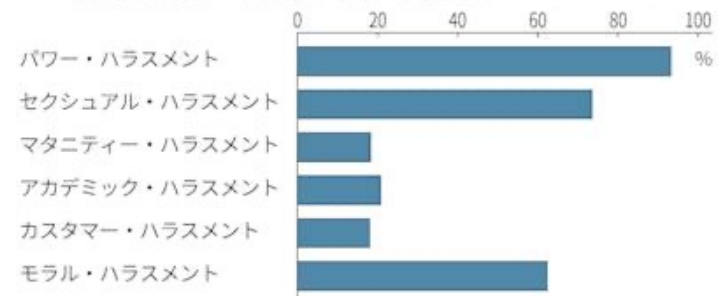
雪組

星組

宙組

専科

文化芸術分野の働き手が経験・見聞きしたハラスメント



(注) 調査期間は2022年6月23日～8月31日、複数回答

(出所) 日本芸能従事者協会

漫画家の芦原妃名子さん、栃木県内で死去、自殺か 「セクシー田中さん」原作者 ドラマ化でトラブルも

2024/1/29 21:31



社会 | 訃報

加速する自治体DX/産経DXセミナー

広告



ドラマ化もされた漫画「セクシー田中さん」などの作品で知られる漫画家の芦原妃名子（ひなこ）（本名・松本律子）さん（50）が28日から行方不明となり、29日、栃木県内で死亡しているのが

個人事業者等の皆さま、個人事業者等に仕事を注文する皆さまへ

「個人事業者等の健康管理に関する ガイドライン」を策定しました

健康管理のために実施する事項

個人事業者等は、各種支援を活用しながら、以下の事項を実施してください。

- 健康管理に関する意識の向上
- 危険有害業務による健康障害リスクの理解
- 定期的な健康診断の受診による健康管理
- 長時間の就業による健康障害の防止
- メンタルヘルス不調の予防
- 腰痛の防止
- 情報機器作業における労働衛生管理
- 適切な作業環境の確保
- 注文者等が実施する健康障害防止措置への協力



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

芸能従事者の健康管理に関するガイドライン

1 趣 旨 ・ 適 用

2 個人事業者等の健康管理の基本的な考え方と各主体の取組

3 個人事業者等が自身で実施する事項

- (1) 健康管理に関する意識の向上
- (2) 危険有害業務による健康障害リスクの理解
- (3) 定期的な健康診断の受診による健康管理
- (4) 長時間の就業による健康障害の防止
- (5) メンタルヘルス不調の予防
- (6) 腰痛の防止
- (7) 情報機器作業における労働衛生管理
- (8) 適切な作業環境の確保
- (9) 注文者等が実施する健康障害防止措置への協力

4 注文者等が実施する事項

- (1) 長時間の就業による健康障害の防止
- (2) メンタルヘルス不調の予防
- (3) 安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供、受講・受診機会の提供等
- (4) 健康診断の受診に要する費用の配慮
- (5) 作業場所を特定する場合における適切な作業環境の確保

5 個人事業者等や注文者等の団体等に期待される取組



**2022年 2023年 2024年
厚生労働省助成事業**

ハラスメント／コロナストレスなど
臨床心理士対応の、よろず相談窓口

芸能従事者 こころの119

ご利用できる方：

日本芸能従事者協会の会員様および
全国芸能従事者労災保険センターの会員様

一般社団法人日本芸能従事者協会
委託先：東京海上日動メディカルサービス(株)



2023年 2024年 厚生労働省助成事業

フリーランスにも産業医を

芸能従事者 こころと からだのヘルスケア

* こ こ ケ ア *

産業医：弥富耕平

安全衛生推進アドバイザー：

黒田玲子(東京大学環境安全本部 准教授／産業医)

湯浅晶子(東京女子医科大学看護学部／保健師)

臨床心理士委託：東京海上日動メディカルサービス(株)

専門健康心理士委託：吉岡真衣子



一般社団法人日本芸能従事者協会 全国芸能従事者労災保険センター



General Assembly

Distr.: General
1 May 2024

Original: English

Human Rights Council

Fifty-sixth session

18 June–12 July 2024

Agenda item 3

**Promotion and protection of all human rights, civil,
political, economic, social and cultural rights,
including the right to development**

Visit to Japan

Report of the Working Group on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises*

Summary

The Working Group on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises visited Japan from 24 July to 4 August 2023. The Working Group was encouraged by the important advancements of Japan, including developing a national action plan on business and human rights and issuing the Guidelines on Respecting Human Rights in Responsible Supply Chains. However, challenges remain concerning the business community's capacity to understand and implement human rights due diligence across value chains. The Working Group also expressed concern about the significant difficulties observed in addressing deeply embedded harmful gender and social norms, which was particularly evident in the workplace discrimination and harassment experienced by women, Indigenous Peoples, Buraku people, persons with disabilities, migrant workers and LGBTQI+ persons, among other groups. Government and business initiatives to promote diversity and inclusion and to safeguard the rights of these at-risk groups are crucial moving forward.

Q 6. 職場で人権侵害と感じたことがあればお聞かせ下さい

1. エキストラの方や若手に休憩場所の配慮がなくて心苦しかった
2. 女性だからという理由で仕事を教えてもらえないことが多々ありました
3. 休みがない。寝れない。
4. 仕事を回さない理由すら述べない。
5. 出版1カ月前に出版中止にさせられたことがある
6. 情報を平等に得られない。待遇があとからわかる。
7. 著作権がない、契約書がなく、あっても人格権の取り上げが慣習となっている
8. 女性で若くないからという差別
9. 海外作品の吹替で不当と思われる契約書でも、現場でサインしなければ仕事が出来なくなる場合がある
10. 撮影現場で名前を呼ばれず、カメラの番号ですっと呼ばれた。
11. ドラマシリーズで最初と最後の話しかクレジットされなかった。
12. 電話口で怒鳴られた
13. 相手都合により急に原稿料を大幅に下げるよう言われた
14. 予算がない。時間がないが当たり前
15. 不当に安い賃金
16. 技能実習生を含む外国人へのへの暴言や最低賃金額違反など。
17. 無償労働させられ、制作したデザインを盗用・実装された
18. 自身が役職がついている＝権力者であると一方的に主張された
19. パワハラ、嘘をばら撒かれる等
20. フリーランスは勤務時間など特に制限なく働かせられるけれど、テレビ局員や社員の方は、定時で帰ったりオーバーワークだからと先に帰って結局残った仕事をやるのはフリーランスだと感じる。
21. 監督、主宰者、の罵詈雑言
22. 過剰な個人的接近。



Arts Workers Japan

一般社団法人日本芸能従事者協会

芸術・芸能の仕事に従事するすべての方と、日本の文化の発展をともに考え、実現していくための協会です。

代表理事 森崎めぐみ
設立日 令和3年9月16日
URL: <https://artsworkers.jp>

東京労働局承認

全国芸能従事者労災保険センター

あらゆる業種の芸能従事者のための、政府労災の加入窓口です。
全国の加入者の方々とともに、安全対策をしています。

理事長 森崎めぐみ
設立日 令和3年4月1日
URL: <https://geinourousai.org>

